

第10期 志摩市分別収集計画

令和4年6月

志 摩 市

第10期 志摩市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	3
10. 分別収集を行う者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	4
《特記事項》	5

第10期 志摩市 分別収集計画

令和4年6月

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、資源の浪費を抑え、限りある資源を有効に利用するとともに、環境への負荷を低減させることが重要である。

本市においては、令和2(2020)年2月に脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意を「ゼロカーボンシティしま」として表明している。

伊勢志摩国立公園の豊かな自然環境を次世代へ継承するため、貴重な財産として、自然環境の保全をしていく義務と責務を負っている。

今後は、国際的な潮流となっている脱プラスチックも含め、SDGs の理念に沿って、具体的な行動に落とし込んでいく必要がある。

本計画は、このような状況のなか、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進する。

また、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、法律の趣旨に沿った資源化システムの確立を目指し、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を基本とした地域社会づくり。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- (3) 効果的且つ効率的なリサイクル施設整備の推進。
- (4) 効率的な資源化を目的とした、分かりやすい分別・排出方法の確立。
- (5) 再商品化された製品の積極的利用による資源化システムの推進。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,737t	2,671t	2,606t	2,543t	2,481t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

効率的に分別収集を実施していくにあたり、市民、事業者のごみ処理に対する意見を把握するとともに、広報紙等により意識啓発を進めリサイクル活動を推進する。

(1) 教育、啓発活動の充実

全世帯にごみ分別の冊子を配布、また、学校や各町内での分別説明会及びごみ処理施設の見学会を実施するなど、あらゆる機会を活用して、市民、事業者に対して、ごみの排出量の状況、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理状況に対する情報を提供し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 情報提供の充実(DX化)

志摩市くらしの情報アプリやホームページ等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報を提供し、ごみの分別排出の徹底を図る。

(3) 過剰包装の抑制等

商品の過剰包装を抑制し、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

(4) マイバッグ持参運動の徹底

マイバッグの持参等の啓発、指導をおこない小売包装の簡素化を推進する。

(5) 再生利用製品等の利用の促進

詰め替え可能な商品、リターナブル容器、再生資源を原料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

(6) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより「プラスチックとの賢い付き合い方」について、内外に発信する。

(7) リサイクル事業奨励金の推進

自治会、スポーツ少年団等の団体が行う資源ごみの集団回収について、引き続き実施団体に対する支援を行うことにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記表左欄のように定める。また、市民の協力度、志摩市が有する収集運搬機材、選別保管施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 色付きのガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器包装	40		39		38		37		36	
主としてアルミ製の容器包装	42		41		40		39		38	
無色のガラス製容器	(合計) 113		(合計) 111		(合計) 108		(合計) 105		(合計) 103	
	(引渡) 113	(独自処理) 0	(引渡) 111	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 105	(独自処理) 0	(引渡) 103	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 30		(合計) 29		(合計) 28		(合計) 28		(合計) 27	
	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 29	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 28	(独自処理) 0	(引渡) 27	(独自処理) 0
色付きのガラス製容器	(合計) 80		(合計) 78		(合計) 76		(合計) 74		(合計) 73	
	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 78	(独自処理) 0	(引渡) 76	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0	(引渡) 73	(独自処理) 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	7		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	241		235		229		224		218	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 75		(合計) 73		(合計) 72		(合計) 70		(合計) 68	
	(引渡) 75	(独自処理) 0	(引渡) 73	(独自処理) 0	(引渡) 72	(独自処理) 0	(引渡) 70	(独自処理) 0	(引渡) 68	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 86		(合計) 84		(合計) 82		(合計) 80		(合計) 78	
	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 84	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 78	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 243		(合計) 237		(合計) 231		(合計) 226		(合計) 220	
	(引渡) 243	(独自処理) 0	(引渡) 237	(独自処理) 0	(引渡) 231	(独自処理) 0	(引渡) 226	(独自処理) 0	(引渡) 220	(独自処理) 0
	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	(うち白色トレイ) (引渡) 3	(独自処理) 0								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
直前年度（令和2年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率 により算定

$$\text{人口変動率} = 46,905 \text{人（令和4年3月末人口）} \div 48,060 \text{人（令和3年3月末人口）} = 97.60\%$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
44,680人 (対前年度比)	43,607人 (対前年度比)	42,560人 (対前年度比)	41,538人 (対前年度比)	40,541人 (対前年度比)
97.60%	97.60%	97.60%	97.60%	97.60%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集体制で実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶類	市による定期収集	鳥羽志勢広域連合
	アルミ			
びん	無色	びん類	市による定期収集	選別：市 保管：鳥羽志勢広域連合
	色付き			
紙	紙パック	紙類	市による定期収集	選別：市 保管：鳥羽志勢広域連合
	段ボール			
	その他紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	鳥羽志勢広域連合
	その他のプラスチック 製容器包装 (白色発泡スチロール製 食品トレイ)	その他プラ		鳥羽志勢広域連合
		白色トレイ		鳥羽志勢広域連合

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

びん類、ペットボトル、白色トレイ（発泡スチロール含む）については、市の施設にて選別を行い、鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設へ搬入する。

(1) 計画概要

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車・軽トラック	行わない
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	指定袋	2 t ダンプ・軽トラック	
色付きのガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	ひもで縛る	パッカー車・軽トラック	
段ボール		指定袋		
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車・軽トラック	
その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチック	指定袋	パッカー車・軽トラック	
	白色トレイ		パッカー車・軽トラック	

◎ 広域連合施設整備 「鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設」 志摩市磯部町山田
平成26年4月より稼働

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項)

- (1) 廃棄物減量等推進審議会の開催により、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進する。
- (2) 廃棄物減量等推進員制度の導入を検討する。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時の検討事項とする。

《特記事項》

1. 分別収集の特徴

- 平成26年4月から鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設「やまだエコセンター」の運用が開始されたことに伴い、構成市で分別区分を統一し回収を行っている。
- 令和4年4月1日からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことにより、現在、プラスチック製品はもやせるごみとして処理を行っているが、今後は、処理施設である鳥羽志勢広域連合及び構成市と協議を行い、分別の更なる徹底が必要となる。
- 令和2(2020)年2月に脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意として「ゼロカーボンシティしま」を表明しており、脱炭素社会の実現に向けて、「リデュース（発生抑制）」を中心とした取り組みを進め、ワンウェイプラスチック及び使い捨て容器の削減を推進する必要がある。

2. 第5項について

第5項に示す容器包装廃棄物の排出量の見込みは、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業に係る事業計画又は市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）をもとに算出している。

3. 第8項について

第8項に示す特定分別基準適合物及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、過年度実績及び市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）をもとに算出している。